

## 川井浄水場再整備事業の進ちょく状況について

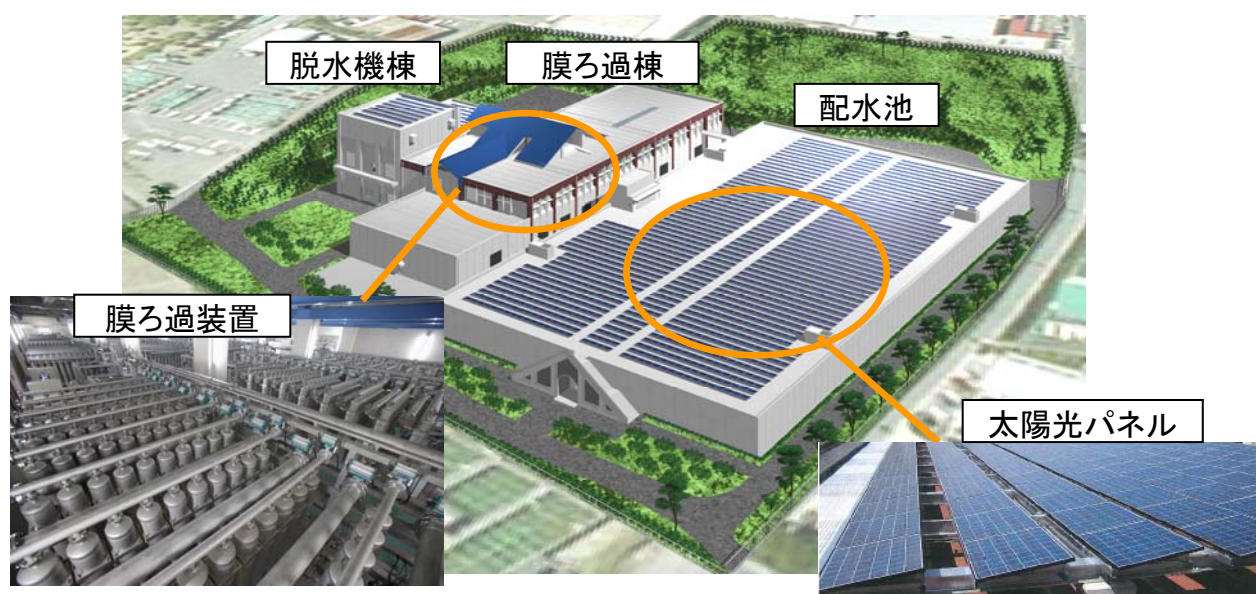
川井浄水場再整備事業につきましては、特別目的会社「ウォーターネクスト横浜株式会社」と、平成 21 年 2 月 27 日に事業契約を締結しました。

### 1 12 月以降の経過

- ・ 12 月 4 日：落札者の決定
- ・ 12 月 26 日：基本協定の締結
- ・ 1 月 22 日：特別目的会社の設立（ウォーターネクスト横浜株式会社）
- ・ 2 月 27 日：事業契約の締結

### 2 契約の概要

事業名	川井浄水場再整備事業
事業方式	P F I （B T O方式）
契約の相手方	ウォーターネクスト横浜株式会社 （以下「事業者」という。）
契約金額	27, 679, 173, 328 円（税込み）
事業期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 46 年 3 月 31 日
施設整備期間【第 1 段階】	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
施設整備期間【第 2 段階】	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
運転・維持管理期間【20 年間】	平成 26 年 4 月 1 日～平成 46 年 3 月 31 日
浄水処理能力	生産水量　：　171, 070 m <sup>3</sup> /日以上
浄水処理方式	膜ろ過方式（セラミック膜）



施設配置図

### 3 事業契約の特徴

本事業が将来にわたって安定した運営が可能となるよう、本契約では契約保証金、契約解除、違約金条項などを設けているほか、いくつか特別に配慮した事項があります。

#### (1) 適切なリスク分担

リスクを最も適切に管理できるものがそのリスクを負担するという考え方を基本として、水道局と事業者の間で、法令変更、不可抗力、建設、維持管理などについて適切なリスク分担をしています。

#### (2) 融資者との直接協定

安定的に事業を継続するため、融資者と水道局との直接協定の締結を義務付けています。これにより、事業の実施が困難と見込まれる場合などに、融資者は水道局による事業契約の解除権の行使を一定期間留保することを求め、担保権を利用して事業に一定の介入を行うことや、融資者が当局の承諾なしに、資金供給の停止や担保権の実行により事業資産の処分を図ることを回避し、安定的な事業継続を目的とした事前調整を図ることが可能となります。

#### (3) サービス対価の減額

事業者が行う業務が当局の要求する水準もしくは自らが提案した水準を満たさなかった場合、ペナルティとしてサービス対価を減額する規定を設けています。

#### (4) 事業者の経営破綻等における事業継続

事業者の経営破綻等によって、契約解除となる場合、本事業に係る事業者の契約上の地位を、当該時点において当局が選定した第三者へ譲渡させ、本事業を継続できる規定となっています。

### 4 ウォーターネクスト横浜株式会社の概要

所在地	西区北幸二丁目8番4号	
代表取締役	川上 徹	
設立年月日	平成21年1月22日	
資本金	1億円	
株 主	会 社 名	担 当
	メタウォーター株式会社	膜ろ過装置の製造を担う者 機械・電気工事の一部 維持管理の一部
	メタウォーターサービス株式会社	第三者委託受託者 維持管理の一部
	三菱UFJリース株式会社	財務管理
	月島機械株式会社	汚泥有効利用管理
	東電工業株式会社	機械・電気工事の一部 維持管理の一部
	東電環境エンジニアリング株式会社	維持管理の一部
	東京電力株式会社	エネルギーの供給（電力）

主な協力会社：鹿島建設株式会社（土木・建築工事）

株式会社東京設計事務所（設計、工事監理）